

[宮城県にお住いの避難者の皆様へ](#)

原子力損害の賠償 に関して ご相談ください！



2月1日(土)

仙台弁護士会館

(詳細裏面)

弁護士・不動産鑑定士による原子力損害に関する説明会を開催致します。宅地・建物・田畑に関する賠償のご相談をはじめ、原子力損害における様々なご相談に対応致します。

第1部

参加無料

避難指示区域（帰還困難区域・居住制限区域・避難指示解除準備区域）に宅地（借地権を含む）・建物・田畑を所有等している方々が対象です。

■宅地・建物・田畑の賠償に関するご説明 10:00～12:00

第2部

相談無料

原発事故により損害を受けた方々全員が対象です。

■損害賠償全般に関する個別相談 13:00～16:00

※ 無料個別相談は1回1時間以内、継続相談も無料です。

☆第1部・第2部とも **事前予約** をお願い致します。

予約ダイヤル



0120-330-540

●予約受付時間 9:00～17:00(12/28(土)～1/5(日)を除きます)

〔ご相談例〕

宅地・建物・田畑の損害を適切に賠償してほしい！

避難費用や風評被害を賠償してほしい！

ADR(原子力損害賠償紛争解決センター)への
申立て方法を教えてほしい！

【相談会場】

仙台弁護士会館 4階会議室

住所：宮城県仙台市青葉区一番町2丁目9番18号

※ 専用駐車場はございません。

